

阿賀野市条例第24号

阿賀野市体育施設条例の一部を改正する条例

阿賀野市体育施設条例（平成16年阿賀野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

柔剣道場・弓道場	30分	200	—	—
----------	-----	-----	---	---

」

を

「

柔道場・剣道場	30分	200	—	1室30分150円
弓道場	30分	200	—	—

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。